

7. 1.1 避難器具

1 設置基準は令第25条及び条例第66条参照

(1) 令第25条第1項第1号)及び第2号中の「(下階に同表(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項に掲げる防火対象物が存するものにあつては、10人)」の適用については、あくまで(16)項又は令8区画により、別の防火対象物である場合に適用するものである。例えば、下階に駐車場が存しても上階に従属される場合は適用外となる。

2 避難器具の数を減ずることができる階

(1) 規則第26条第2項、第3項、第4項

2表1

項	(ア)主要構造部	(イ) 減ずることができる階	(ウ) 減ずることができる数
2項		<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別避難階段 ○ 屋外避難階段 ○ 2㎡開放階段 (H14.11.28 国告 7) } のうちいずれかの階段がある階	階段1か所につき1個
3項	耐火構造	規則第26条第3項に適合する渡り廊下が設けられている階	渡り廊下1か所につき2個
4項	耐火構造	規則第26条第4項に適合するよう屋上広場に避難橋が設置されている直下階	渡り廊下1か所につき2個

ア 第2項の2㎡開放階段(2図1)について、冬季間の積雪を考慮し建具を設ける場合は、煙感知器と連動して一斉に開放するものであること。

イ 第2項の2㎡開放階段(2図1)が地階に通じている場合は、当該部分が幅1m以上のドライエリアに面し、2㎡以上開放されているか又は機械排煙設備を設けるなど特別避難階段に準じた構造とした場合は当該地階の避難器具の減免の対象とすることができる。

ウ 避難器具の設置義務個数と2表1(ウ)欄の数が同数以上となるように特別避難階段等を設けた場合は、避難器具の設置必要個数は0になる。

エ 2表1第2項の特別避難階段及び2㎡開放階段は、階段室から直接屋外へ出られるもの又は屋外への出口までの通路が不燃材料で造られた壁、天井及び防火設備以上の戸で他の部分と区画されていること。

ただし、階段室から屋外への出口までの経路となる階にスプリンクラーヘッドが設けられている場合は、これによらないことができる。

(2) 渡り廊下(規則第26条第3項)

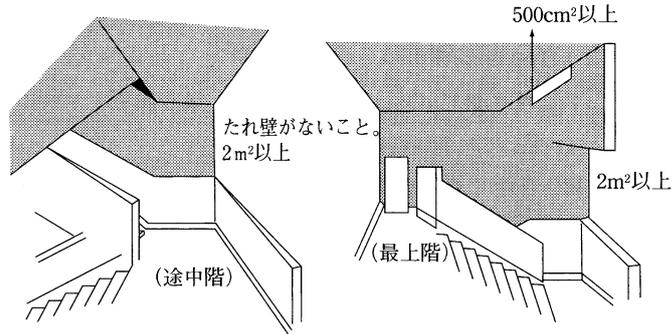
ア 耐火構造又は鉄骨造りであること。

イ 渡り廊下の両端の出入口に自閉式の特防火設備(シャッター除く。)が設けられていること。

ウ 避難、通行、運搬のみに用いるものであること。

(3) 避難橋又は渡り廊下を道路の上空に設ける場合の取扱い

「道路の上空に設ける通路の取扱等について」(S 32.7.15 国 860) に基づく連絡協議会(消防、警察、道路管理者、特定行政庁他)の許可を受けなければならない。



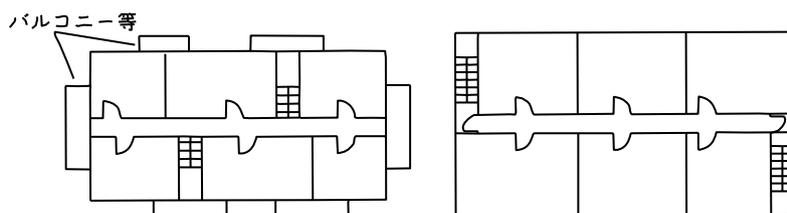
2 図 1 2 m²開放階段 (H 14.11.28 国告 7)

3 避難器具の設置を免除できる階

(1) 規則第 26 条第 5 項第 1 号

3 表 1

ア	主要構造部……耐火構造	
イ	階段……直通の避難階段又は特避	
ウ	区画された部分(室)からの避難……出入口から二方向避難可又はバルコニー等により二方向避難可	
エ	内装……不燃材料か準不燃材料又はスプリンクラー設備	
オ	区画する { 壁・床……耐火構造 開口部……防火設備である防火戸	
カ	(5)項 30 人又は 10 人未満 (6)項 20 人又は 10 人未満 区画された部分の収容人員 { (1)項 (2)項 (3)項 (4)項 (7)項 (8)項 } 50 人未満	(1)項 (2)項 (3)項 (4)項 (5)項 (6)項 (7)項 (8)項



3 図 1 二方向避難の例 (S 43.1.8 国 8)

(2) 規則第26条第5項第2号

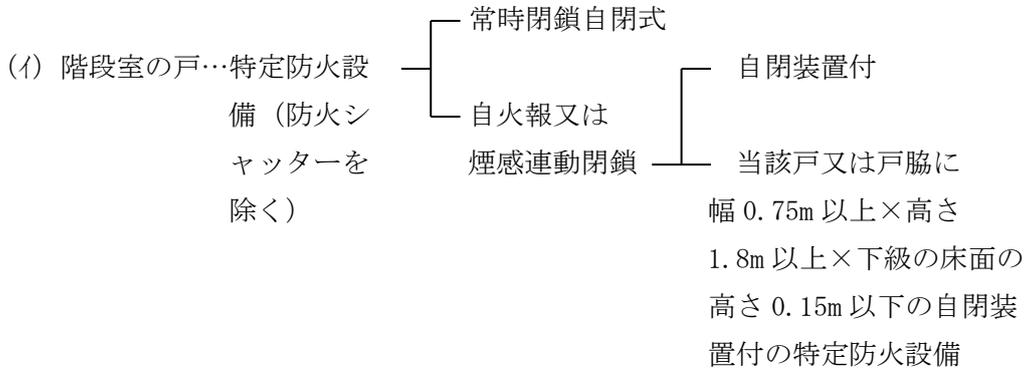
3表2

ア	主要構造部……耐火構造	
イ	すべての居室に面してバルコニーが設けられ、このバルコニーに直接屋外に通ずる階段又は渡り廊下が設けられていること。	(5)項 (6)項
ウ	イのバルコニーと同じ又はバルコニーと同等に利用できるひさし、下階の屋根があり、このひさし等から地上に通ずる階段、傾斜路、渡り廊下又はその他避難のための設備若しくは器具が設けられていること。	(5)項・(6)項 以外のもの

(3) 規則第26条第5項第3号

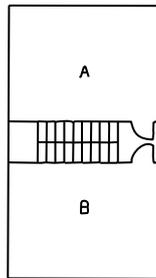
ア 次のすべてに適合する階 (1) 項から (16) 項, (17) 項

(ア) 主要構造部…耐火構造



(ウ) 階段……特避, 屋外, 2 m²開放

(エ) 収容人員……A+B=30 人未満



3図2

(4) 規則第26条第6項

ア 次のすべてに適合する屋上広場の直下階(2)項、(3)項、(7)項から(12)項、(15)項

(ア) 主要構造部は耐火構造であること。

(イ) 屋上広場の面積が 1,500 m²以上であること。

(ウ) 直下階から広場に通ずる特避又は避難階段が 2 以上あること。

(エ) 広場から直通の特避、屋外避難階段、2 m²開放階段、渡り廊下又は避難器具が設けられていること。

(オ) 広場に面する窓及び出入口には、防火設備である防火戸が設けられていること。

(5) 規則第27条第1項第1号

特定一階段等防火対象物又は、その部分に設ける場合は、次のいずれかに適合すること。

- ア 安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けるもの。
- イ 常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの。
- ウ 一動作(開口部を開口する動作及び保安装置を解除する動作を除く。)で、容易かつ確実に使用できるもの。

(6) 規則第27条第1項第1号の運用 (H18 査察情報 NO.1 参照)

避難器具に関する規則第27条第1項第1号の適用について

- ア 規則第27条第1項第1号イの「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けるもの」とは、外気に開放されたバルコニー等に避難器具が基準どおり設置されるものであること。
- イ 規則第27条第1項第1号ロの「常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの」とは、平成15年消防予第170号4(3)により、「緩降機等を常時、組み立てられた状態で設置する等、避難器具が常時、使用できる状態で設置された場合をいう。」とされているが、避難はしご(つり下げ式を除く。)、すべり台、すべり棒、避難タラップ、避難橋、救助袋等の固定された避難器具が基準どおり設置されている場合は、当該規定に適合するものとして取扱えること。

また、つり下げ式の避難はしご、避難ロープ、緩降機等の固定されない避難器具については、取付け部に常時接続しておく等の措置を施した場合は当該規定に適合しているものとして取扱えるものであること。

- ウ 規則第27条第1項第1号ハの「一動作で、容易かつ確実に使用できるもの」とは、上記イに適合する避難器具で、開口部を開口する動作及び保安装置を解除する動作を除き、一動作で操作できるものであること。

ただし、避難はしご、避難ロープ、緩降機等の固定されない避難器具で、外壁に取付け部があるものについては、避難器具本体を取付け部の開口部直近から容易に移動できないように措置した場合は、当該規定に適合しているものとして取扱えるものであること。

(7) 特定一階段等防火対象物における消防法施行規則第 27 条第 1 項第 1 号の規定の運用について

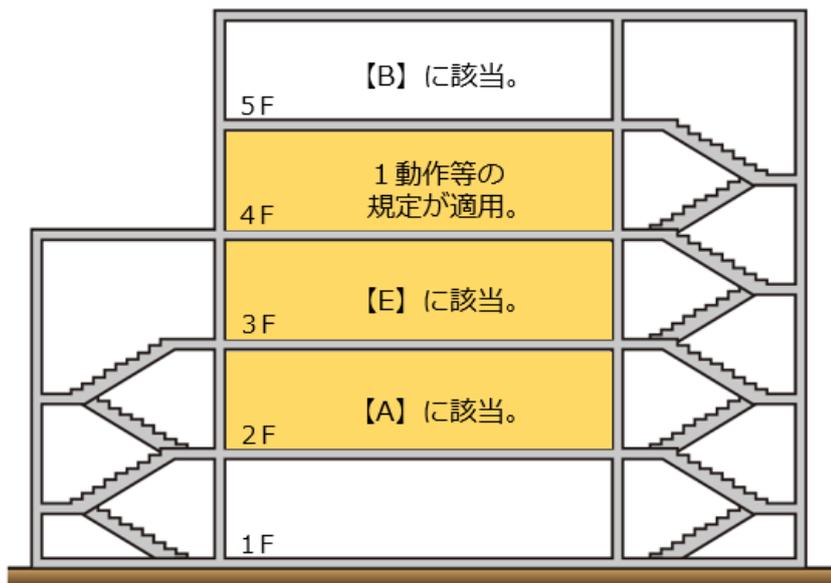
(R3.12.13 青広予第 375 号 別紙)

消防法施行規則第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しない部分

特定一階段等防火対象物のうち、避難器具を設置する部分が次のいずれかに該当する場合は、当該部分に設置する避難器具について、消防法施行規則（以下「規則」という。）第 27 条第 1 項第 1 号（以下「1 動作等」という。）の規定を適用しない。

- 1 2 階部分 【A】
- 2 特定用途に供される部分が存しない階 【B】
- 3 「令別表第一に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和 50 年消防予第 41 号、消防安第 41 号。以下「41 号通知」という。）1 (2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分となり、特定用途に供される部分となる、特定用途以外の用途に供される部分 【C】
- 4 41 号通知 2 (2)により、単一の特定用途に供される部分となる一般住宅の用に供する部分 【D】
- 5 避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が 2（当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は規則第 4 条の 2 の 3 に規定する避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられている部分 【E】

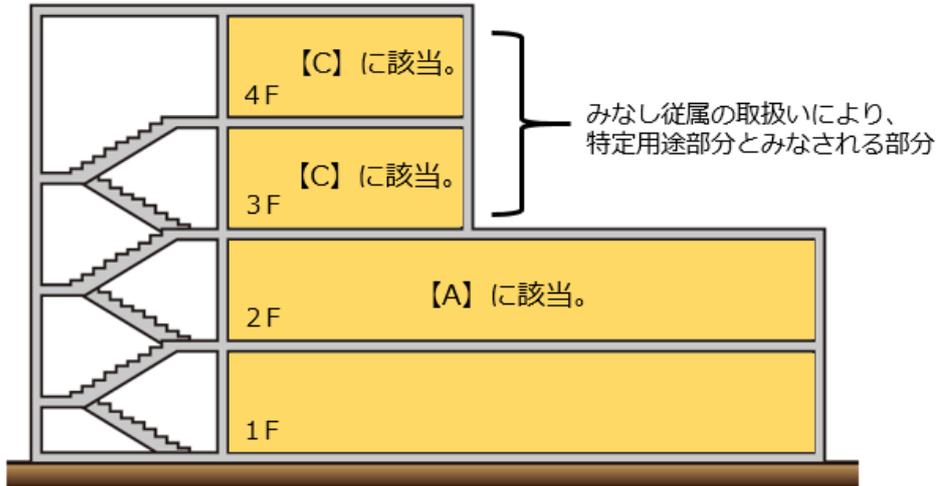
(例 1)



■ 特定用途部分 □ 特定用途以外の用途部分

(注) 1 階以外の階は、避難器具の設置義務がある。

(例2)



(注) 1階以外の階は、避難器具の設置義務がある。

(例3)



(注) 1階以外の階は、避難器具の設置義務がある。

4 避難器具の技術基準に関する共通事項

- (1) 令第25条第1項第5号の適用の際に、避難上有効な開口部を有しない壁で区画されているものは当該区画ごとに階段数の算定を行い、収容人員の算定は階全体で行う。
- (2) 避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている階に避難器具を設置する場合は、区画ごとに避難器具を設置するよう指導すること。
- (3) 避難上有効な開口部(規則第4条の2の2)
直径1mの円が内接できる開口部又は幅75cm高さ1.2m以上の開口部で、次のアからウまでのすべてに適合するもの。
 - ア 床面から開口部下端まで15cm以内
 - イ 格子等容易に避難することを妨げる構造を有しない。
 - ウ 開口のため常時良好に維持されている。
 - エ 開口部に建具がある場合は施錠装置を設けないこと。ただし、非常時の使用に支障がない場合はこの限りでない。
- (4) つり下げはしご、緩降機、垂直式救助袋等の壁面に沿って降下する避難器具を設置する階は、下階で開口部を開放させた場合に降下の障害とならないように設置すること。

5 避難はしご

金属製 検定品 規格省令昭和40年第3号

非金属製 認定品 規格基準告示昭和53年第1号

- (1) 固定はしご
 - ア 構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に堅固に取り付けること。
 - イ 横さんは、壁等から10cm以上の間隔を有すること。
 - ウ 降下口は、直径50cm以上の円が内接すること。
 - エ 4階以上の設けるものは、以下によること。
 - (ア) 金属製とすること。
 - (イ) 安全かつ容易に避難できるバルコニー等に設けること。
(ただし、落下防止の措置を施したものを除く。)
 - (ウ) 降下口は直下階の降下口と相互の同一垂直線上でないこと。
(ただし、避難・安全上支障のないものを除く。)
- (2) つり下げはしご
 - ア 構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に容易に取り付けられること。
(ただし、堅固な窓台等に直接つり下げるものは、取付け具を要しない。)
 - イ 取付け具はJIS G 3101、3444に適合するもの、又は同等以上の強度・耐久性を有するものであること。(耐食性を有しない材質は耐食加工すること。)
 - ウ 横さんは、壁等から10cm以上の間隔を有すること。
 - エ 4階以上の設けるものは、以下によること。
 - (ア) 金属製とすること。
 - (イ) 安全かつ容易に避難できるバルコニー等に設け、かつ、取付け具は避難器具用ハッチとすること。

(ウ) 降下口は直下階の降下口と相互の同一垂直線上でないこと。

(ただし、避難・安全上支障のないものを除く。)

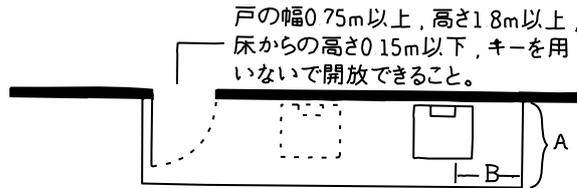
(3) 設置場所

ア バルコニー

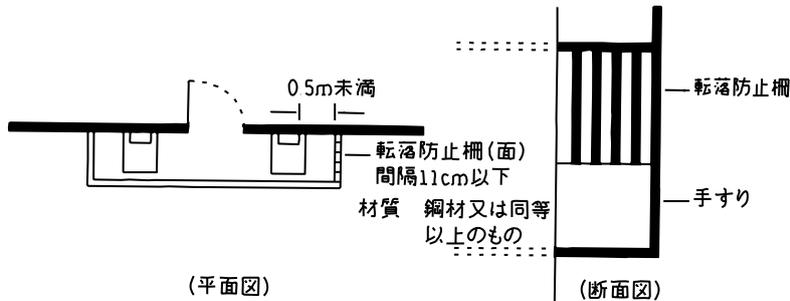
(ア) 高さ（足がかりから）1.1m以上 1.3m以下の手すり及びはしごの周りに転落防止柵を設けること。

a 転落防止柵の構造等

例1 5図1のBが0.5m以上の場合は、A部分に転落防止柵は不要である。



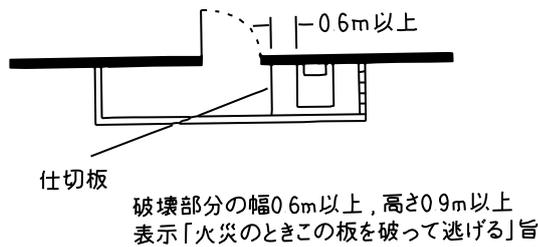
5図1



5図2

例2 転落防止柵は、5図2の例により設けること。

例3 共同住宅等で、幼児が自由に入出入りできるバルコニーの場合は、仕切板を設けることができる。



5図3

イ 次の基準に適合する踊場

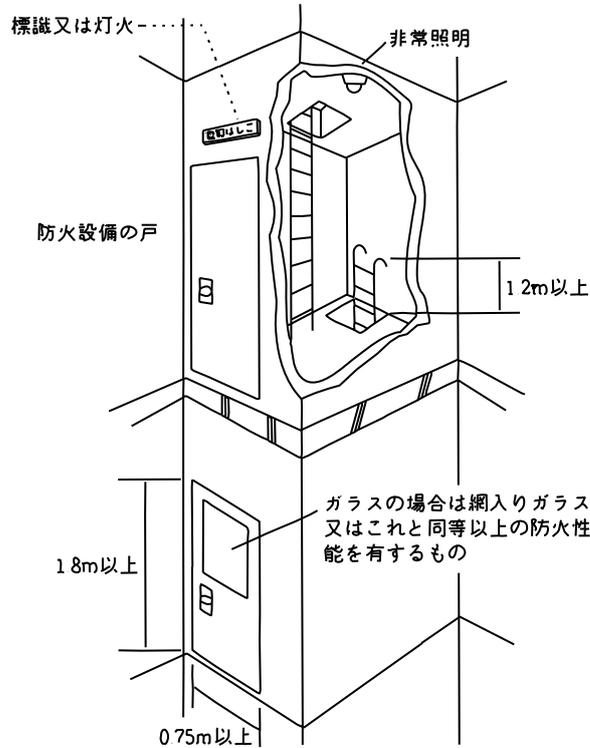
(ア) 形状は5図4の例による。

(イ) 各階ステップへの出入口戸は、内開き扉又は片引き戸とする。

(ウ) その他5(3)アによること。

られる場合はこの限りでない。

- (ロ) 上昇口及び降下口のふたは、容易に開けることができるものとし、蝶番等を用いた片開き式のふたにあっては、おおむね 180 度開くものを除き、取付け面と 90 度以上の角度でふたが固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。
- (ハ) 上昇口のふたの上部には、ふたの開閉に支障となる物件が放置されることのないよう囲いを設ける等の措置を講じるとともに、表示をすること。



5 図 6

(4) 設置方法等

ア 避難はしご（避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご以外のもの）については次による。

(ア) 取付部の開口部等

- a 取付部の開口部を壁面の部分に設ける場合は、高さ 0.8m 以上幅 0.5m 以上、又は、高さ 1m 以上幅 0.45m 以上とすること。
 - b 避難はしごを床面に設ける場合の開口部は、器具を取り付けた状態で直径 0.5m 以上の円が内接できるものであること。
 - c 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m 以下の高さとする。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあつては、この限りでない。
 - d 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつてはストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。
- (イ) 操作面積は、0.5 m² 以上（当該器具の水平投影面積を除く。）かつ一辺の長さはそれぞれ

- れ0.6m以上であり、当該器具の操作に支障がないこと。
- (ウ) つり下げ式の避難はしごは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあつては、この限りでない。
 - (エ) 避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間（以下「降下空間」という。）は、縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が1本のものについては、横さんの端からそれぞれ外方向）に0.2m以上及び器具の前面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲とすること。
 - (オ) 着地点付近に設ける避難上必要な空地（以下「避難空地」という。）は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること。
 - (カ) 避難空地には、当該空地の最大幅員（1mを超えるものにあつては、1mとすること。）以上で、かつ、避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路（以下「避難通路」という。）が設けられていること。
 - (キ) 避難はしごを使用状態にした場合における当該はしごの最下部横さん（伸張した場合を含む。）から地盤面その他の降着面（以下「降着面等」という。）までの高さは、0.5m以下であること。
 - (ク) 降下空間と架空電線との間隔は1.2m以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は2m以上とすること。
- イ 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごについては5（4）ア（イ）、（ウ）、（カ）、（キ）によるほか、次によること。
- (ア) 金属製避難はしごは、つり下げはしごであること。
 - (イ) 金属製避難はしごは、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること。
 - (ウ) 避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。ただし、専用室に設置する場合にあつては、この限りでない。
 - (エ) 各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること（避難及び安全上支障のないものを除く。）。
 - (オ) 降下空間は、ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲とすること。
 - (カ) 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とし、避難上の安全性が確保されていること。
 - (キ) 下ぶたの下端は、避難器具用ハッチの下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上1.8m以上の位置であること。
- ウ さるばしご(S 48.6.6 国 87)を含む現場製作のはしごについては、消防庁告示により設置すること。(S 53.3.13 国告1・H8.4.16 国告2)

6 緩降機

検定品 規格省令平成6年第2号

(1) 適応する階

(6)項 5階以下の階

(6)項以外のもの 10階以下の階

(2) 設置方法等

5(4)ア(ア)d、(イ)、(カ)及び(ク)によるほか、次によること。

ア 取付部の開口部の大きさは、高さ0.8m以上幅0.5m以上又は高さ1m以上幅0.45m以上、下端の高さは床面から1.2m以下とすること。

イ 開口部の下端が床面から0.5m以上の場合には、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること。

ウ 緩降機をつり下げるフックの取付け位置は、床面から1.5m以上1.8m以下の高さとする

こと。

エ ロープは、壁面からロープの中心までの距離が0.15m以上0.3m以下となるように設ける

こと。

オ 降下空間及び避難空地を他の緩降機と共用する場合にあつては、器具相互の中心を0.5m

まで近接することができる

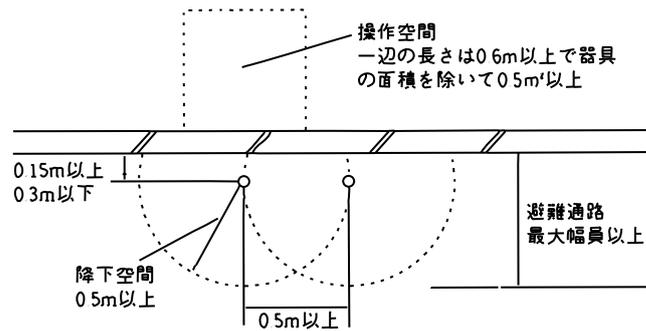
こと。

カ 緩降機のロープの長さは、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等から±0.5m以下

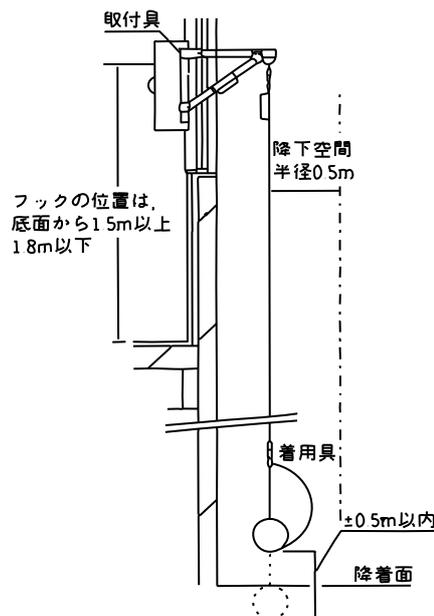
である

こと。

(3) 降下空間及び避難空地等



6 図 1



6 図 2

7 救助袋

(1) 設置方法等

救助袋（避難器具用ハッチに格納した救助袋を除く。）にあつては、5(4)ア(ア)c、d(カ)及び(ク)によるほか、次により、避難器具用ハッチに格納した救助袋にあつては、5(4)ア(イ)、(キ)及び(4)イ(イ)から(ウ)までによること。

ア 斜降式の救助袋は、次によること。

(ア) 取付部の開口部の大きさは、高さ及び幅がそれぞれ0.6m以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確認することができるものであること。

(イ) 操作面積は、救助袋の設置部分を含み、幅1.5m以上、奥行1.5m以上とすること。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は、2.25㎡以上とすること。

(ウ) 降下空間は、救助袋の下方及び側面の方向に対し、上部にあつては25度、下部にあつては35度の範囲内であること。ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔（最上部を除く。）は、0.3m（ひさし等の突起物のある場合にあつては突起物の先端から0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあつては0.3m））以上とすることができる。

(エ) 避難空地は、展張した袋本体の下端から前方2.5m及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ1m以上の幅とすること。

(オ) 下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること。

(カ) 袋本体の下部出口部と降着面等からの高さは、無荷重の状態において0.5m以下であること。

イ 垂直式の救助袋は、7ア(ア)及び(イ)によるほか、次によること。

(ア) 降下空間は、当該器具の中心から半径1m以上の円柱形の範囲とすること。ただし、救助袋と壁との間隔は0.3m（ひさし等の突起物がある場合にあつては救助袋と突起物の先端との間隔は0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあつては0.3m））以上とすることができること。

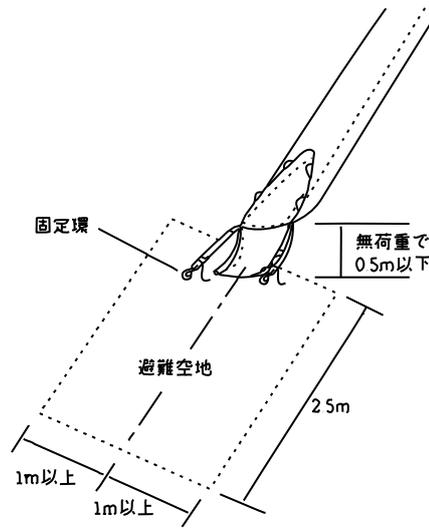
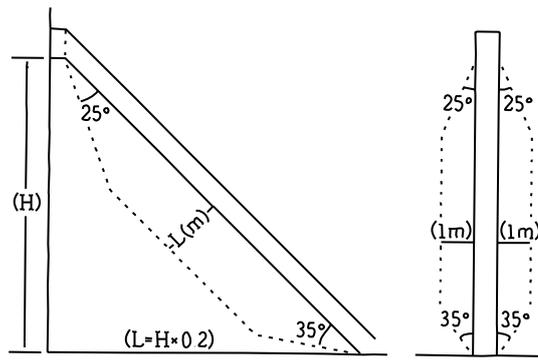
(イ) 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること。

(ウ) 袋本体の下部出口部と降着面等との間隔は、無荷重の状態において0.5m以下であること。

(エ) 降下空間及び避難空地を共用して避難器具を設ける場合は、器具相互の外面を1mまで接近させることができる。

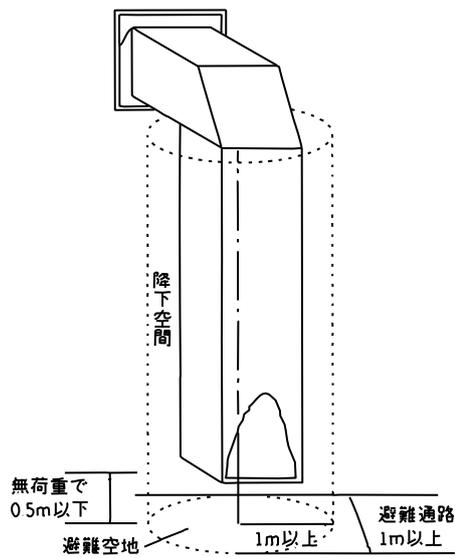
(2) 降下空間及び避難空地等

ア 斜降式



7 図 1

イ 垂直式



7 図 2

8 避難用タラップ

(1) 設置方法等

避難用タラップは、5(4)ア(カ)、(ク)、イ(ク)によるほか、次によること。

ア 取付部の開口部の大きさは、高さ 1.8m 以上であり、かつ、幅は避難用タラップの最大幅以上であること。

イ 避難用タラップの設置されている階の部分から当該避難用タラップに至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

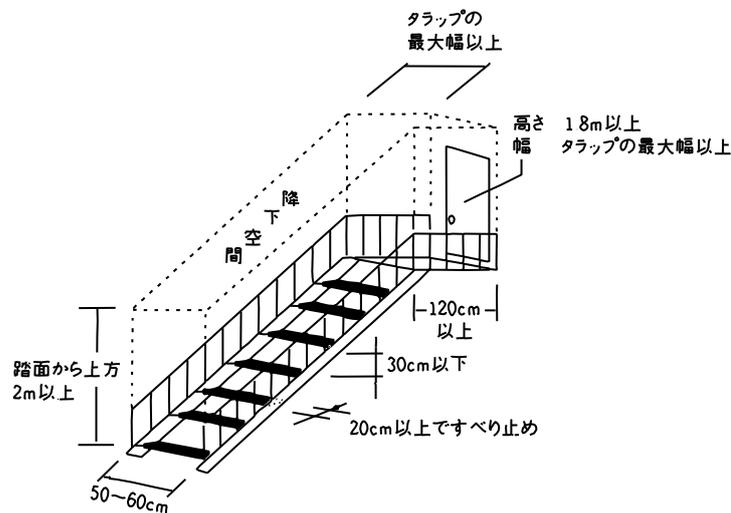
ウ 操作面積は、避難用タラップを使用するに必要な広さであること。

エ 降下空間は、避難用タラップの踏面から上方 2m 以上及び避難用タラップの最大幅以上であること。

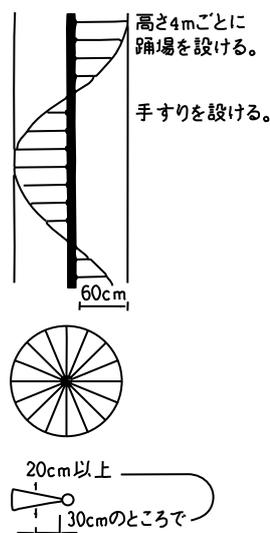
オ 避難空地は、避難上支障のない広さとする。

カ 避難器具の基準（S53 国告 1）に適合すること。

(2) 降下空間等



8 図 1



8 図 2

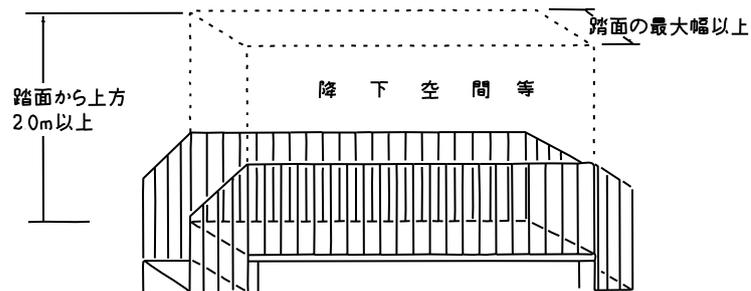
9 避難橋

(1) 設置方法等

避難橋は、5(4)ア(ク)によるほか、次によること。

- ア 取付部の開口部の大きさは、高さ 1.8m 以上であり、かつ、幅は避難橋の最大幅以上であること。
- イ 避難橋の設置されている階の部分から当該避難橋に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。
- ウ 操作面積は、避難橋を使用するのに必要な広さであること。
- エ 降下空間は、避難橋の踏面から上方 2m 以上及び避難橋の最大幅以上であること。
- オ 避難空地は、避難上支障のない広さとする。
- カ 避難空地に設ける避難通路は、有効な経路で広場、道路等に通じていること。
- キ 避難器具の基準（S53 国告 1）に適合すること。

(2) 降下空間等



9 図 1

10 滑り台

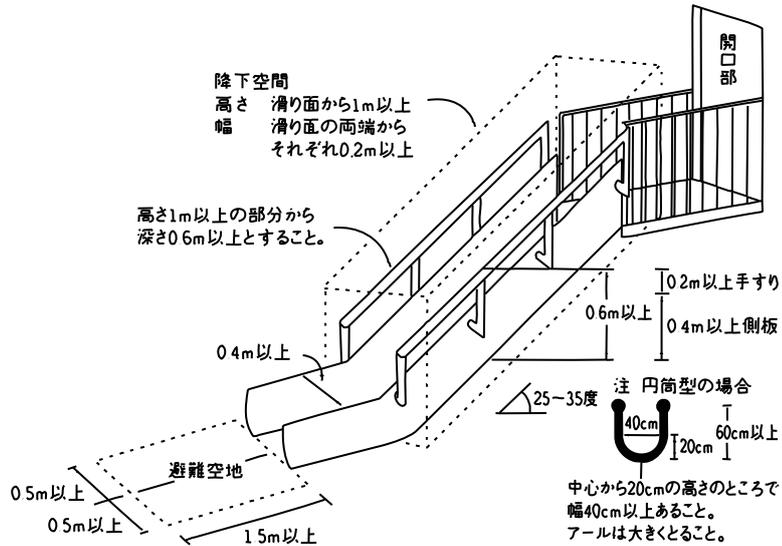
(1) 設置方法等

滑り台は、5(4)ア(ア) c、d(カ)及び(ク)によるほか、次によること。

- ア 取付部の開口部の大きさは、高さは 0.8m 以上であり、かつ、幅は滑り台の滑り面部分の最大幅以上であること。
- イ 滑り台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。
- ウ 操作面積は、滑り台を使用するのに必要な広さであること。
- エ 降下空間は、滑り台の滑り面から上方に 1m 以上及び滑り台の両端からそれぞれ外方向に 0.2m 以上の範囲内であること。
- オ 避難空地は、滑り台の下部先端から前方 1.5m 以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ 0.5m 以上とすること。

カ 避難器具の基準（S53 国告 1）に適合すること。

(2) 降下空間等及び避難空地等



10図1

1.1 滑り棒、避難ロープ

(1) 設置方法等

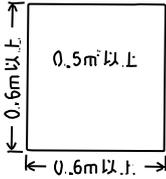
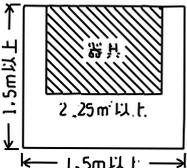
滑り棒は、5(4)ア(ア) d、(イ)、(カ)及び(ク)によるほか、次によること。

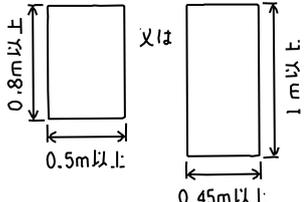
ア 降下空間は、滑り棒又は避難ロープを中心とした半径 0.5m の円柱形の範囲とすること。

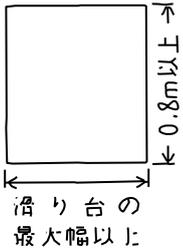
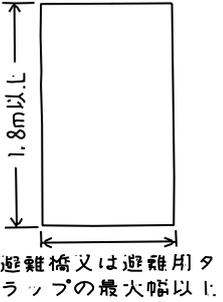
イ 滑り棒は、取付部の開口部の下端から 1.5m 以上の高さから降着面等まで設置すること。

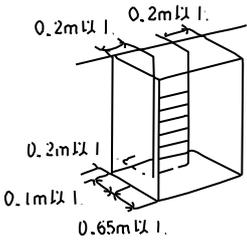
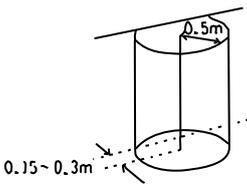
ウ 避難空地は、避難上支障のない広さとすること。

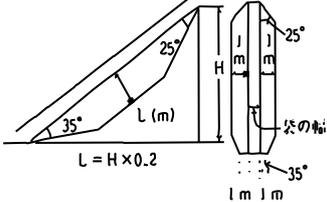
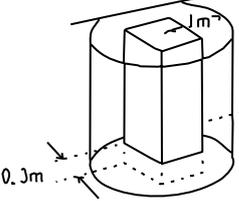
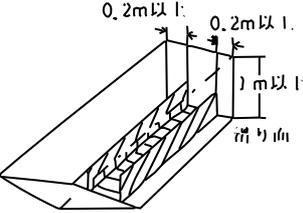
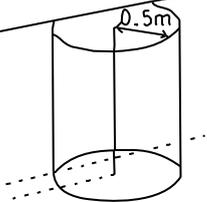
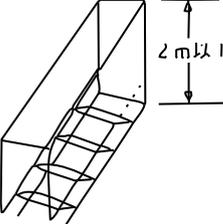
エ 避難器具の基準（S53 国告 1）に適合すること。

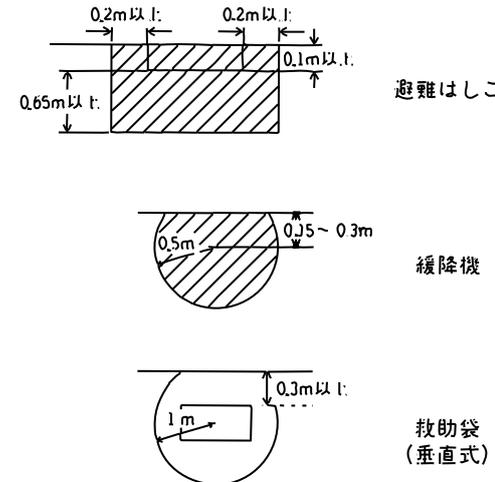
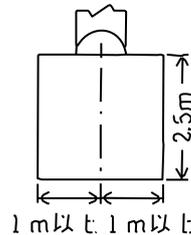
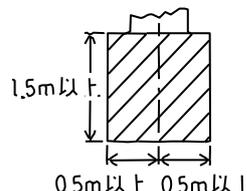
避難器具の種類	操作面積	
避難はしご 緩降機 救助袋 (ハッチに格納したもの) 滑り棒 避難ロープ	0.5 m ² 以上 (当該器具の水平投影面積を除く) かつ一辺の長さはそれぞれ 0.6m 以上であり、当該器具の操作に支障のないもの	
救助袋 (ハッチに格納したものを除く)	幅 1.5m 以上、奥行 1.5m 以上 (器具の設置部分を含む)。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は 2.25 m ² 以上とすること。	
滑り台 避難橋 避難用タラップ	当該器具を使用するのに必要な広さ	

避難器具の種類	取付部の開口部の大きさ	
避難はしご 緩降機 救助袋 (ハッチに格納したもの) 滑り棒 避難ロープ	<ul style="list-style-type: none"> ○取付部の開口部を壁面の部分に設ける場合 高さ 0.8m 以上 幅 0.5m 以上 又は 高さ 1m 以上 幅 0.45m 以上 ○取付部の開口部を床面の部分に設ける場合直径 0.5m 以上の円が内接できるものであること。 	
救助袋 (ハッチに格納したものを除く)	高さ及び幅がそれぞれ 0.6m 以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等 (当該開口部を含む。) から確認できるものであること。	

<p>滑り台</p>	<p>高さ 0.8m以上 幅 滑り台の滑り面部分の最大幅以上</p>	
<p>避難橋 避難用タラップ</p>	<p>高さ 1.8m以上 幅 避難橋又は避難用タラップの最大幅以上</p>	

避難器具の種類	降下空間	
<p>避難はしご (ハッチに格納したものを除く)</p>	<p>縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が1本のものについては、横棧の端からそれぞれ外方向）に0.2m以上及び器具の前面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲</p>	
<p>避難はしご (ハッチに格納したもの) 救助袋 (ハッチに格納したもの)</p>	<p>ハッチの開口部から降着高等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p>	
<p>緩降機</p>	<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形に包含される範囲以上。ただし、0.1m以内の避難上支障のない場合若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合においては突起物を降下空間内に設けることができる。</p>	

<p>救 助 袋 (斜 降 式)</p>	<p>救助袋の下方及び側面の方向に対し上部にあつては 25°、下部にあつては 35° の布団による範囲内。ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔(最上郡を除く。)は、0.3m(ひさし等の突起物のある場合にあつては突起物の先端から 0.5m(突起物が入口金具から下方 3m以内の場合にあつては 0.3m)) 以上とすることができる。</p>	
<p>救 助 袋 (垂 直 式)</p>	<p>救助袋の中心から半径 1 m の円柱形の範囲。ただし、救助袋と壁との間隔は 0.3m 以上(ひさし等の突起物がある場合にあつては救助袋と突起物の先端との間隔は 0.5m(突起物が入口金具から下方 3m以内の場合にあつては 0.3m)) 以上</p>	
<p>滑 り 台</p>	<p>滑り台の滑り面から上方に 1m 以上及び滑り台の両端から外方向に 0.2 m 以上の範囲内</p>	
<p>滑 り 棒 避 難 ロ ー プ</p>	<p>器具を中心とした半径 0.5m の円柱形の範囲。ただし、避難ロープにあつては壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りでない。</p>	
<p>避 難 橋 避 難 用 タ ラ ッ プ</p>	<p>避難橋又は避難用タラップの踏面から上方 2m 以上及び当該器具の最大幅以上</p>	

避難器具の種類	避難空地
避難はしご 緩降機 救助袋 (垂直式) 救助袋 (ハッチに格納した もの)	<p>降下空間の水平投影面積以上の面積</p>  <p>避難はしご</p> <p>緩降機</p> <p>救助袋 (垂直式)</p>
救助袋 (斜降式)	<p>展張した袋本体の下端から前方 2.5m及び当該救助袋の中心線から 左右それぞれ1m以上の幅</p>  <p>1m以上 1m以上</p>
滑り台	<p>滑り台の下部先端から前方 1.5m 以上及び滑り台の中心線から左右 にそれぞれ0.5m以上の範囲</p>  <p>1.5m以上</p> <p>0.5m以上 0.5m以上</p>
滑り棒 避難ロープ 避難橋 避難用タラップ	<p>避難上支障のない広さ</p>